

佐原太陽光発電事業環境影響評価準備書に対する福島県環境影響評価条例

(平成10年福島県条例第64号) 第20条第1項の規定に基づく意見

令和元年10月10日

1 総括的事項について

- (1) 本事業計画は、福島市佐原字富士見他の丘陵地の約183ヘクタールの区域内に、約100メガワットの大規模な太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、旧国営吾妻開拓パイロット事業の広大な荒廃農地の再開発を想定しているが、現在、対象事業実施区域及びその周辺は磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域の特別地域に指定されている吾妻連峰東部の山林環境に連続して多くの希少野生生物の生息が確認される場所として、森林、池沼、開放空間等が調和共存する多様性の高い自然環境が存在し、近接して複数の住宅等の分布もあることから、自然環境及び生活環境へ相当な影響が生じないように、既存の地形を最大限活用して、最新の環境対策や施工方法等を積極的に採用する等、事業実施による環境影響を最大限低減すること。

また、太陽光発電所を長期間に渡り稼働させる計画であることから、供用中は適切な運転管理及び設備更新等を行い、経年劣化による不具合等により周辺環境への影響の増加が生じないようにすること。

- (2) 環境保全措置については、周辺環境や事業の進捗状況により柔軟に対応するようにし、最新の知見や技術を導入等することにより、環境への影響が回避低減されるよう配慮すること。

また、環境影響評価の技術手法が更新等された場合は、できる限り最新の知見を取り入れた手法により評価すること。

- (3) 環境影響評価書（以下「評価書」という。）作成段階で、事業内容を変更する必要性が生じた場合には、当該変更による環境への影響について予測及び評価し、その結果に基づく必要な環境保全措置を講じること。

また、環境影響の予測に当たっては、できる限り定量的な手法を用いるとともに、近年の気候変動による影響も踏まえて行うこと。

- (4) 新たな環境保全措置を講じる場合には、当該環境保全措置の検討の経緯及びその効果を具体的に評価書に記載すること。
- (5) 評価書作成段階で予測し得ない環境への影響が生じた場合は、専門家の指導及び助言を得るなど適切な対策を講じること。
- (6) 事業場の用地の造成事業に含まれる太陽光発電事業（以下、「太陽光発電事業」という。）については、設備の安全性の問題や、防災・環境保全上の懸念等をめぐる地域住民等とのトラブル等、様々な問題が顕在化していることから、これらの懸念事項等が生じないように、事業者として自主的に検討・対応することが望まれること。

また、これらについて具体的な検討等行った場合には、その経緯等も含め評価書に記載するなど、情報の公開等にも努めること。

- (7) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）での事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。

また、本事業計画が福島県の自然環境を改変して実施されることを十分に認識した上で、環境保全措置を含めて事業内容が健全に持続可能なものとなるよう企画するとともに、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者として自主的に検討することが望まれること。

2 環境影響評価項目について

(1) 大気質について

造成工事等の施工や工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物及び粉じん等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

(2) 騒音及び振動について

造成工事等の施工や工事用資材の輸送等及び施設の稼働に伴い発生する騒音及び振動等が、周辺住民の生活環境へ影響を及ぼすことのないようにすること。

(3) 水環境について

ア 濁水流出防止のための沈砂池等については、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨の場合でも十分に対応可能な容量を確保すること。

また、沈砂池等の土砂流出防止柵の下流側において、地山が洗掘されることによ

り濁水が発生することのないように対策を万全にすること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺では、湧水や地下水を水源とする簡易水道や専用水道が所在するとともに、井戸水が飲用等の生活用水に利用されていることから、これらについて予測、評価した結果を評価書に記載すること。

なお、水質、水量等に対する影響の低減が図られていることを確認する方法として、事前の調査や事後調査の実施を検討し、その検討結果についても評価書に記載すること。

(4) 動物、植物及び生態系について

ア 対象事業実施区域及びその周辺において、希少な動植物の生息・生育や繁殖が確認されていることから、森林の伐採や改変の際はこれらの繁殖時期等を考慮した施工計画とすることや工事車両による動物の轢死を防止するための配慮など、現地調査の結果を事業計画に反映した上で、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、動植物・生態系への影響を最大限低減すること。

イ 適切に環境影響評価を行うために、オオジシギ、ホオアカ、猛禽類について追加の現地調査を実施して、当該鳥類への影響を適切に予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置を評価書に記載すること。

ウ 対象事業実施区域は広大な敷地が太陽光発電事業に利用され、発電所外周をフェンスで囲う計画であることから、大型の哺乳類等の移動等について予測及び評価し、その結果に基づき必要な環境保全措置等を評価書に記載すること。

エ 事後調査の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺は広大であり重要な種が確認されていることから複数年に渡るよう計画し、適宜環境保全措置を実施するとともに、実施する環境保全措置の妥当性について検討を行い、その結果について評価書に記載すること。

(5) 廃棄物等について

ア 工場の稼働に伴う評価項目として廃棄物等を選定していないが、太陽光発電事業については、工作物を撤去する段階等での廃棄物の処理に当たって、太陽光パネルに含まれる有害物質による影響が懸念されていることから、これらについて予測、

評価した結果を評価書に記載すること。

なお、予測に当たっては、事業開始から事業終了後の場合と、固定価格買取制度（FIT）による買取期間終了後の場合について想定し、評価に当たっては、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）」（2018年 環境省）等を参考に行うこと。

イ 工事期間中の沈砂池等から発生する土砂については、撤去し場内で処理する計画としているが、供用開始後と併せて、発生する土砂の処分方法等を評価書に記載すること。

(6) 放射線の量について

対象事業の実施に当たっては、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、放射線の量の影響を最大限低減すること。

3 その他

(1) 評価書の作成に当たっては、上記の内容を十分に踏まえるとともに、専門的な内容についても可能な限り分かりやすく記述するよう努めること。

(2) 追加の環境保全措置を検討する場合には、必要に応じ関係機関と協議すること。

(3) 事業の実施に当たっては地元住民の理解が不可欠であることから、住民に対し事業による環境への影響を積極的かつ分かり易く説明して十分な理解を得るとともに、住民からの意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

また、環境影響評価図書については、縦覧期間の終了後においてもインターネットによる縦覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図り、住民の利便性向上に努めること。

事業の概要

1 事業者	あづま小富士第一発電所合同会社
2 事業の名称	(仮称) 佐原太陽光発電事業
3 事業の種類	工場又は事業場の用地の造成の事業
4 事業の規模	約183ヘクタール (約100メガワット)
5 事業の実施区域	福島市佐原字富士見164番 他